

日本集団精神療法学会定款

第1条（名称）

本会は、日本集団精神療法学会（The Japan Association of Group Psychotherapy）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、東京都新宿区若葉 2-5-16 向井ビル3階（株）ヒューマン・リサーチ内に置く。

第3条（目的）

本会の目的は次の通りである。

1. 各種集団療法の進歩普及
2. 各種集団療法の理論とその応用に関する研究の促進
3. 各種集団療法の知識・技術の交換
4. 各種集団療法の実践家育成

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術大会、学術講演会、研修会、研究会等の開催
2. 各種集団療法の実践家の育成
3. 学会誌及びニュースレターの発行、情報の提供
4. 国際及び各国の各種集団療法に関する学会、その他内外の関係団体との連絡及び提携
5. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

本会の会員は次の2種とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
2. 名誉会員 本会に功労のあった者

第6条（入会）

入会しようとする者は、本会の会員2名の推薦により本会所定の入会申込書を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

第7条（会費）

会員は、総会の議決で定められた会費を納めなくてはならない。

第8条（退会）

退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。ただし、会員が3年間会費を滞納した場合には、届出の有無にかかわらず、退会したものとみなす。

第9条（除名）

会員に本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったときは、常任理事会の承認を経て、理事会および総会に報告した後に理事長はこれを除名することができる。

第10条（役員）

本会には次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 理事 若干名（理事長1名、常任理事若干名を含む）
3. 監事 2名

第11条（役員を選任及び任期）

1. 理事は会員の選挙により選出される。選挙方法については別に定める。
2. 理事長は、理事の互選により選出し、総会で承認を得る。
3. 常任理事は、理事の互選により理事のなかから選出する。
4. 監事は、会員のなかより理事会の推薦により理事長が選任する。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
6. 各役員任期は3年とし、再任を妨げない。

第12条（役員職務）

1. 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
また、必要に応じて、臨時総会、臨時理事会を招集し、また委員会を設置することが出来る。
2. 理事は、理事会を組織し、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
3. 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の委託を受けて本会の運営の任に当たる。
4. 監事は、本会の財産及び理事の業務執行の状況を監査し、不正の事実を発見した時は、これを理事会に報告する。

第13条（理事会の招集等）

1. 通常理事会は、毎年1回、理事長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から請求を受けたときには、理事長は、その請求を受けた日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。
3. 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
4. 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 監事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第14条（総会）

1. 総会は会員をもって構成され、本会の重要事項を審議する。
2. 次に掲げる事項については通常総会の議決を受けなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 財産目録についての事項

(4) その他理事会において必要と認めた事項

第15条 (総会の招集)

1. 通常総会は毎年1回、理事長が招集する。
2. 理事長は、理事または監事からの請求を受けたとき、もしくは会員現在数の10分の1以上から請求を受けたときは、その請求を受けた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、遅くとも10日以前にその会議の目的とする事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第16条 (総会の議長、定足数及び議決等)

1. 総会の議長は、出席した会員のなかから選出する。総会は、会員の10分の1以上の出席によって成立する。ただし当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
2. 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3. 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通告する。

第17条 (学術大会の開催)

学術大会は年1回大会会長により開催される。大会会長は理事の互選による。

第18条 (定款の変更)

本定款の変更は、理事会及び総会において出席者3分の2以上の議決を経なければならない。

附則

1. 本定款は平成20年3月22日より施行する。
2. 第11条第6項については、平成14年の役員改選後より施行する。
3. 第5条については平成24年3月11日より施行する。

日本集団精神療法学会名誉会員規定

第1条 (目的)

本会の活動に長年にわたり特別に貢献されたことへの感謝の意を表するために名誉会員の制度を設ける。

第2条 (資格)

1. 名誉会員の資格は原則として在会20年以上、満75歳以上の者とする。
2. 1の条件を満たなくとも、理事会はその貢献に鑑みて承認する場合がある。

第3条 (権利)

1. 名誉会員は学会会費を支払う義務を免除される。
2. 名誉会員は年次学術大会および研修会などに参加し、学会誌に投稿できる権利を持つ。
3. 名誉会員は学会誌およびニューズレターなどの案内、会員名簿を受け取る

権利を持つ。

4. 名誉会員は本会における選挙権および被選挙権ならびに総会における議決権を持たない。

第4条（手続）

名誉会員は常任理事会が業績を考慮し推薦し理事会の議決をもって決定される。

第5条（施行）

本規定は2012年度より施行する。

第6条（附則）

本規定の改廃は理事会の決定による。

日本集団精神療法学会 理事選挙規則

第1条

理事の選挙については、日本集団精神療法学会定款に定めてあることのほかは、この規則に従う。

第2条

選挙は全国を次の9地区に分ける。

- 一 北海道地区（北海道）
- 二 乗北地区（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）
- 三 関東地区（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- 四 甲信越・北陸地区（山梨県、長野県、新潟県、石川県、富山県、福井県）
- 五 東海地区（静岡県、愛知県、三重県、岐阜県）
- 六 近畿地区（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）
- 七 中国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- 八 四国地区（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
- 九 九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

第3条

選挙権・被選挙権は、選挙が行われる前年の8月末日現在の日本集団精神療法学会会員であり、その前年度までの会費を納入しているもの（以下有権者という）に限りこれを有する。ただし前年の9月1日から選挙日までの間に定款附則3.により会員の資格を喪失したものについては選挙権、被選挙権を喪失するものとする。なお、海外在住会員は、被選挙権についてはこれを行使できない。

第4条

理事の定員は、25人を各地区の有権者数に比例配分したものを各地区の定数とし、これらの総計をもって全体の定数とする。各地区の有権者数を25で除した余りが13以上の場合は、理事1名を加算する。関東地区については、学会の運営上の必要より理事3名を加算する。

第5条

1. 選挙人及び根選挙人の所属する地区別は、選挙が行われる前年の8月末日現在の主な勤務地によって定める。但し現に勤務していない者では主な住所による。
2. 海外在住会員が選挙権を行使するには、第2条で定められた9地区から1地区を自己所属地区として選択し、その地区名を選挙が行なわれる前年の8月末日までに当学会事務局に届け出ておかなければならない。

第6条

1. 常任理事会は有権者中から選挙が行われる前年の7月末日までに選挙管理委員会の委員5名を委嘱する。
2. 委員の任期は、常任理事会摺選挙管理委員の委嘱を受け、それを受理した日より、次の選挙管理委員会が発足する日までとする。
3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

第7条

選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の9月末日までに有権者名簿を全有権者に送付する。

第8条

有権者は、有権者名簿に脱漏または誤刷があると認めたときは、10月15日までに選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

第9条

選挙管理委員会は、選挙の期日を1月末日とし、訂正された有権者名簿の通知とともに選挙に関する公告をおそくとも選挙が行なわれる前年の10月末日までにしなければならない。

第10条

選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の11月末日までに理事候補者の受付を終了させなければならない。

第11条

立候補者及び推薦者は、選挙管理委員会の定める用紙のそれぞれの記名簿に自署・捺印し、これを選挙管理委員会の指示する所へ指定する期日までに郵送（当日消印有効）または持参しなければならない。これにあきらかに違反していると選挙管理委員会で認めた場合は、この届け出は無効とする。

第12条

選挙管理委員会は、立候補、推薦の段階で理事（仮）候補者が決まったなら、その旨を（仮）候補者の所属地区を記した名簿と共に直ちに本人に通知する。通知を受けた（仮）候補者は12月20日までに立候補を辞退することができる（必ず文書によることとする）。なお、候補者の数が理事の定数に満たない場合でもその補充は行わない。

第13条

理事候補者は、理事候補者（仮）名簿に脱漏または誤刷があると認めたときは、12月20日までに選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

第14条

選挙管理委員会は、理事候補者名簿と所定の投票用紙を、選挙期日の2週間前までに、有権者に送付しなければならない。

第15条

選挙は単記もしくは連記無記名投票によりこれを行う。理事定数が3名以下の地区は単記とし、4名以上の地区は2名連記とし、10名以上の地区は5名連記とする。

第16条

投票は郵送に限る。

第17条

投票は、有権者各自がその所属する地区内の理事候補者中より規定された人数を選び、所定の自己投票用紙に自筆で記載したうえ、所属地区を明記し、これを選挙期日までに（当日消印有効）選挙管理委員会の指示するところに郵送しなければならない。

第18条

1. 会員は開票に立ち会うことができる。
2. 選挙管理委員会は、会員以外の者による開票従事者を、若干委嘱することができる。

第 19 条

1. 当選の決定に当たっては、有効投票の得票数の多い者を当選者と定める。同点者が 2 名以上ある場合は、抽選で当選者を定める。
2. 候補者数が理事定数以内であった地区においては、候補者を無投票にて当選者とし、欠員は補充しない。

第 20 条

当選の無効が決定された場合には次点者を当選者とする。

第 21 条

次の投票はこれを無効とする。

1. 本規則の第 16 条、ならびに第 17 条に違反したもの。
2. 投票用紙の記載が、誰を選出しようとするのか確認し難いもの。
3. 所定の記名数を超える員数の記載のあるもの。

第 22 条

当選者が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選者に当選の旨を通知し、また当選者の氏名を全会員に知らせなければならない。

第 23 条

選挙結果決定後 2 ヶ月以内に辞退もしくは死亡等により欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。

第 24 条

有権者に選挙または当選に関して異議あるときは選挙結果決定後 1 ヶ月以内に文書で選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

第 25 条

全選挙あるいは地区の選挙の無効が決定された場合は、直ちにそれぞれの再選挙を行う。

第 26 条

選挙に関し、不正行為をしたものは選挙権及び被選挙権を失う。不正行為の有無ならびに選挙権、被選挙権を失う期間は選挙管理委員会においてこれを決定する。

第 27 条

以上の選挙規則に定めていない事項や不測の事態が生じた場合は、その都度選挙管理委員会が協議、決定、実行する。決定、実行した事項は必ず記録し、次の選挙管理委員会へ申し送ることとする。

第 28 条

新理事会は、選出後の総会の時に発足する。

附則

- 一 この規則は 2002 年度の役員改選より施行する。
- 二 本規則の変更は総会の議決による。